

# 大綱 7 行財政運営の充実の施策

## 大項目 1. 行政運営の改革

### まちの現況

高齢者の増加による\*超高齢社会を迎え、新たな行政のあり方や時代に即した行政運営が求められています。また、多様化する住民ニーズに応えるため、職員の意識改革や人材育成、組織改革が求められています。

一方で、市民活動や\*NPO活動の活発化により、公共サービスの提供を住民自らが担うという認識で、住民参加型による\*協働のまちづくりが広がる傾向にあります。

本町では、行財政改革を推進するとともに、行政運営の公平性・透明性の向上に努めています。

また、広報や町ホームページを活用した情報提供の充実や、町民意見反映手続制度の導入による町民の町政への参画機会拡充を図っています。

さらに、人材育成基本方針を策定し、優れた政策立案能力や専門的な行政能力を持つ職員の人材育成に努めています。

### 今後の課題

町民と行政の協働による行政運営の展開

行政評価システムの確立

職員の能力向上・行財政運営の質の向上

### 基本的な方針

町民の町政への参画と協働を重視し、計画的な行政改革を進めます。

行政運営の質を高めるため、柔軟で効率的な行政経営を進める組織を形成します。

職員の能力向上を図り、サービスの向上に努めます。

### 活動目標

公平で透明な行政を運営するために。

審議会などの  
公募制導入率

20%

5年間

80%

第4次行政改革  
大綱の進捗状況

—

5年間

100%

\*超高齢社会：一般的には、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超えると超高齢社会とされる。

\*NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略

\*協働：一般的には協力して働くことをいうが、ここでは住民と行政が共通の意識を持ち課題に取り組むことをいう。

町民意見反映手  
続制度を利用し  
た政策決定数

2件

5年間

4件

## 基本 計画

### (1) 行政改革の推進

#### ①計画の適正な進行管理

総合振興計画における政策や施策の目標を明確にし、進行状況の把握と進行管理を徹底します。また、町民のニーズや事業の進捗状況に応じて、柔軟に計画の変更や修正をします。

#### ②行政への町民参画の拡大

政策形成過程への町民参画を促進するため、行政の抱える課題や情報を積極的に提供するとともに、\*公募委員の登用や町民意見反映手続制度など、多様な参画機会を創出します。

また、町民との協働を主眼とした行政サービスを重点的に提供します。

#### ③行政評価制度の確立

\*行政改革大綱にもとづく行政改革を推進するとともに、町民や有識者などの第三者の視点を入れた\*行政評価制度を確立し、評価結果を活かせるシステムの構築を図ります。

### (2) 効率的な行政運営

#### ①事務の効率化

増大する行政事務に効率的に対応できるよう、事務・事業の見直しと庁内情報システムを有効に活用します。

#### ②適正規模の維持と組織の活性化

少数精鋭をめざした定数管理を行い、行政需要に対応した組織・機構の再編と柔軟な運用、適正な人員の配置に努めます。また、職員が政策や事務の改善を提案する制度や自主研修グループの活動を推進し、組織の活性化を図ります。

### (3) サービスの向上

#### ①職員資質の向上

松伏町人材育成基本方針にもとづき、多様化する事務・事業に対応できるよう、研修や人事交流などにより職員の資質向上を図ります。

#### ②窓口サービスの向上

誰もが快適にサービスを受けられる行政運営をめざし、サービスを提供する場や時間の拡大について検討します。また、インターネットによる情報提供の充実や行政手続きの\*オンライン化を進めます。

\*公募委員：公共機関ないし社会的に組織された法人・団体において設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。

\*行政改革：財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。

\*行政評価：行政が実施する政策や施策、事務・事業について、一定の基準指標をもって妥当性や成果を判定すること。

\*オンライン化：これまで書面で行われてきた申請や届出、施設予約などの各種行政手続きを、インターネットなどを利用して行うことができるようにすること。

# 大綱 7 行財政運営の充実の施策

## 大項目 2. 財政運営の改革

### まちの現況

国及び地方の財政状況は依然として厳しい状況にあり、\*地方交付税や\*臨時財政対策債などの減額による\*一般財源の減少傾向が続いており、その確保も難しいことから、行政サービスの低下が懸念される状態です。

このような中、財政健全化法が施行され、地方自治体の財政は一層厳しく透明性が要求され、また、財政分析手法は緻密で厳格なものに変わりました。

本町の財政状況は、\*経常収支比率が90.8%（平成18年度）と財政の硬直化を示しています。\*標準財政規模に対する地方税収入は57%と、\*自主財源の占める割合は、県下市町村でも低い水準にあります。

財政の健全化および自主財源の確保、国県補助金や\*起債を適切に活用、より一層の受益に対する負担の適正化を行いながら、住民サービスの維持、向上に努めています。

### 今後の課題

歳入の確保と経常的経費の抑制

財産の有効活用

財政状況の健全化と透明性の確保

### 基本的な方針

健全な財政運営を継続して行うために、自主財源の確保と、限られた財源のより効率的な活用、財政運営の客観的な評価の導入に努めます。

透明で健全な財政運営に努めるとともに、財政健全化法に対応した財務諸表を作成し公表します。

### 活動目標

健全な財政を運営するために。

起債制限比率 7.8% ||| 5年間 ||| 8.0%

\*地方交付税：国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で自主的に行政運営ができるように配分する制度。

\*臨時財政対策債：国から地方公共団体に配分する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん地方公共団体に借金をしてまかなっておく町債のこと。

\*一般財源：地方公共団体の収入のうち、その用途が特定されずに使用できる財源。

\*経常収支比率：財政の健全性を判断することを目的に、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを示した数値のこと。この比率が高くなるほど、弾力的な財政運営が難しくなる。

\*標準財政規模：標準税率で算定した税収入額と地方譲与税などの一定の収入に地方交付税を加えた額。

\*自主財源：地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国などを経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。主として地方税であるが、そのほか使用料や手数料なども自主財源である。

\*起債：地方公共団体の借入れ。地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。

税納付口座  
振替利用率

31.47%

5年間

35%

## 基本 計画

### (1) 財源の確保

#### ①自主財源の確保

町税を中心とした自主財源を安定的に確保するため、賦課や\*受益者負担のさらなる適正化を図ります。また、新たな財源を確保するため、\*公有財産の有効活用や補助金、使用料、手数料の見直しなどについて検討します。

#### ②特定財源の活用

事業の実施の際には、国や県の支出金などを積極的かつ有効に活用するとともに、財政の健全性に十分配慮したうえで起債の活用を図ります。

### (2) 財源の有効活用

#### ①効率的な財政運営の推進

限られた財源を有効に活用するため、\*経常経費の削減に努めるとともに、\*費用対効果を考慮し、財源を重点的・効果的に配分します。

### (3) 財政健全化の推進

#### ①財政指標の公表・分析

財政指標の情報開示と、健全な財政運営に努めます。

#### ②財務諸表の作成・公表

町単独ではなく、消防やごみ処理をはじめ、他市と町が組織した組合などとの\*連結決算にもとづく、\*財務諸表の作成に着手します。

\*受益者負担：公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担のこと。

\*公有財産：地方公共団体の所有に属する財産

\*経常経費：人件費、扶助費、公債費などの義務的に支出する性格の強い経費、経常的に支出する経費のこと。

\*費用対効果：提供するサービスなどの費用が、満足度・機能などの価値に見合っているかどうかを表現する場合に使われる。

\*連結決算：町及び町が経費負担又は出資している一部事務組合や土地開発公社などの関連団体と合わせた決算。

\*財務諸表：貸借対照表や行政コスト計算書といった財政状況や収支状況を示す表。

## 大綱 7 行財政運営の充実施策

### 大項目 3. 広域行政の推進

#### まちの の 現況

\*地方分権が進められ、市町村の自己決定・自己責任が強く求められる中、環境問題など単独解決が難しい地域課題に対しては、共同で効率的に取り組む広域的な行政運営がますます重要になっています。

\*埼玉県東部広域行政推進協議会では、広域交通網の整備など一定の成果をあげてきました。さらに、平成3年には、\*埼玉県東南部都市連絡調整会議を組織し、「公共施設の相互利用」をはじめ、「図書館の広域利用」「重度心身障害児施設中川の郷療育センターの共同設置」「埼玉県東南部地域公共施設・生涯学習講座予約案内システム（通称：まんまるよやく）の構築」など、効率的な行政運営に努めてきました。

また、\*東埼玉資源環境組合ではごみ処理、\*越谷・松伏水道企業団では上水道整備、\*吉川松伏消防組合では消防管理活動、\*江戸川水防事務組合では水防管理、越谷市斎場では火葬場や葬祭場を提供するなど、効率的な公共サービスの実現に向けて取り組んでいます。

#### 今後の の 課題

合併や広域連合の枠組みの検討

行政の広域間協力体制の強化

#### 基本的な 方針

生活圏の拡大による共通課題へ対応するため、近隣自治体との連携を図るとともに住民間の交流を促進します。

経済効率の必要性に応じて、広域処理事務の拡充に努めます。

\*地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

\*埼玉県東部広域行政推進協議会：春日部市・草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町の6市1町で構成する、地方自治法にもとづく法定協議会。昭和57年1月に設立された。

\*埼玉県東南部都市連絡調整会議：埼玉県東南部地域で広域的な行政課題について連携を図るため設立された組織。草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で構成される。

\*東埼玉資源環境組合：越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町で構成される一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。

\*越谷・松伏水道企業団：越谷市と松伏町で構成される一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。

\*吉川松伏消防組合：吉川市と松伏町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

\*江戸川水防事務組合：春日部市、松伏町、吉川市、三郷市で構成される一部事務組合のこと。江戸川右岸の水防に関する事務を行っている。



(1) 近隣自治体との連携強化

①近隣市町との連携

埼玉県東南部都市連絡調整会議などにおける広域的な行政課題の調査研究や事業の共同開催などの取り組みに積極的に参加します。

また、国や県の動向を見据え、町民に対して最大限の利益を還元できるかたちでの\*市町村合併を推進します。

②近隣市町の住民との交流

近隣市のイベント情報などを提供することにより、住民の交流促進に努めます。

(2) 広域処理業務の充実

①業務の広域処理の拡大

本町だけでは解決できない問題が増大しているため、ごみ処理や上水道、消防、水防、斎場などのほか、広域で処理することが望ましい事務について、効率的な処理手法を検討します。

---

\*市町村合併：2つ以上の自治体の区域をもって1つの自治体としたり、区域の一部を他の自治体に編入したりして自治体の数の減少をとまなうもの。

